

新監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和2年6月5日

新潟市監査委員 高井 昭一郎  
 同 伊藤 秀夫  
 同 風間 ルミ子  
 同 竹内 功

監査結果等に基づく措置

令和元年度第3期定期監査及び行政監査結果報告（令和2年3月26日新監査公表第12号）分

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
<p>《指摘事項》</p> <p>新潟市水道局では、水道料金の未収金のうち、督促や催告後も納付されずに時効が完成したものについて、新潟市水道事業会計規程第29条第1項の規定により、地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止を行なった債権を消滅させないまま、不納欠損処分を行い、その後は簿外で管理していた。</p> <p>従来、水道料金の債権は、公債権として位置づけられており、時効完成後は債権が消滅していたが、平成15年10月10日最高裁決定により民法に基づく私債権であることが確定し、債権を消滅させるには時効の援用や債権放棄が必要となり、この決定後の平成16年度から、水道局では私債権として取り扱っていた。債権放棄については、本市ではそれまで統一的なルールが整備されていなかったが、債権管理事務の適正化、効率化をねらいとした新潟市債権管理条例が平成26年4月1日に施行され、債権放棄についても規定が制定された。</p> <p>しかし、同条例制定後においても水道局は債権放棄の手続きを経ずに、不納欠損処分を行っており、その結果、簿外で管理している未収債権の件数は年々増え続け、令和2年2月末日現在の件数は25,735件、金額は103,007,219円となっている。</p> <p>不納欠損とは、昭和27年6月12日行政実例において「既に測定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」とされている。これに従えば、債権が消滅して、初めて不納欠損処分が可能になるといえる。また、徴収し得なくなったと判断するためには、債権を放棄しなければならぬものと解される。</p> <p>また、長期に渡り簿外で管理している未収債権は、その債務者が行方不明である場合や死亡して相続人がいない場合など、回収できる可能性が著しく低いものが大半を占めており、このような年々増え続ける未収債権を永久に簿外で管理し続ける現在の管理方法は、その管理コストを考えれば合理的とはいえない。</p> <p>今後は、このような未収債権に関しては、債権放棄等の手続きを行い、債権を消滅させたうえで不納欠損処分を行うべきである。また、現在簿外で管理している未収債権については、制度所管課と協議のうえで対応を検討するとともに、今後は条例に基づき未収債権を適正に管理するよう求めるものである。</p> <p>【合规性】</p>	<p>水道局 総務部 営業課</p> <p>【制度所管課】 財務部 債権管理課</p>	<p>水道料金の未収金のうち、督促や催告後も納付されずに時効が完成した債権について債権管理条例に基づき適正に管理するために下記の事項を実施する。</p> <p>①今後、時効が完成する未収債権については、債権放棄を行い債権を消滅させたうえで不納欠損処理を行うよう改める。</p> <p>②現在、簿外で管理している未収債権については、債権放棄を行うこととする。</p> <p>(令和2年4月1日～令和3年3月31日)</p> <p>水道局からの相談(令和2年3月10日)により、水道料金については平成15年の最高裁決定により私債権であることが確定したと、消滅時効が完成した未収金について債権放棄することなく簿外管理とし、不納欠損処分してきたことを把握した。</p> <p>水道局に対しては、新潟市水道局事業会計規程の一部改正すること、現在簿外管理されている債権について、新潟市債権管理条例に基づき、債権放棄の手続きを行うこと、今後も消滅時効期間が経過した債権について、債権放棄の手続きを行うことを助言した。</p> <p>全庁に対しては、毎年度債権管理研修を行っており、債権管理についての適正な事務についてより一層の周知・徹底を図っていく。</p> <p>(令和2年3月10日(相談))</p>	<p>再発防止措置として原因究明であげた事項について下記の事項を実施する。</p> <p>時効が完成した未収債権については、債権管理条例に基づき債権放棄をした後、不納欠損を行うこととする。</p> <p>また、債権放棄の具体的手順などについて、制度を所管する債権管理課と協議を進め、適切な債権管理についての認識を共有する。</p> <p>(令和2年4月1日～令和3年3月31日)</p>
<p>《指摘事項》</p> <p>市民病院では、過年度診療費の未収金のうち、督促や催告後も納付されずに時効が完成したものについて、新潟市市民病院財務規程第45条第1項第2号の規定により、患者等債務者が時効を援用する意思があるものとみなし、債権を消滅させないまま不納欠損処分を行い、その後は簿外で管理していた。</p> <p>従来、公立病院の診療費等の債権は、公債権として位置づけられており、時効完成後は債権が消滅していたが、平成17年11月21日最高裁判決により民法に基づく私債権であることが確定し、債権を消滅させるには時効の援用や債権放棄が必要となり、この判決後の平成19年度から、市民病院では私債権として取り扱っていた。債権放棄については、本市ではそれまで統一的なルールが整備されていなかったが、債権管理事務の適正化、効率化をねらいとした新潟市債権管理条例が平成26年4月1日に施行され、債権放棄についても規定が制定された。</p> <p>しかし、同条例制定後においても市民病院は債権放棄の手続きを経ずに、不納欠損処分を行っており、その結果、簿外で管理している未収債権の件数は年々増え続け、令和2年2月末日現在の件数は7,129件、金額は177,565,821円となっている。</p> <p>不納欠損とは、昭和27年6月12日行政実例において「既に測定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」とされている。これに従えば、債権が消滅して、初めて不納欠損処分が可能になるといえる。また、徴収し得なくなったと判断するためには、債権を放棄しなければならぬものと解される。</p> <p>また、長期に渡り簿外で管理している未収債権は、その債務者が行方不明である場合や死亡して相続人がいない場合など、回収できる可能性が著しく低いものが大半を占めており、このような年々増え続ける未収債権を永久に簿外で管理し続ける現在の管理方法は、その管理コストを考えれば合理的とはいえない。</p> <p>今後は、このような未収債権に関しては、債権放棄等の手続きを行い、債権を消滅させたうえで不納欠損処分を行うべきである。また、現在簿外で管理している未収債権については、制度所管課と協議のうえで対応を検討するとともに、今後は条例に基づき未収債権を適正に管理するよう求めるものである。</p> <p>【合规性】</p>	<p>市民病院事務局 医事課</p> <p>【制度所管課】 市民病院事務局 経営企画課</p> <p>【制度所管課】 財務部 債権管理課</p>	<p>指摘事項についての対応として下記の2事項を実施。</p> <p>① 今後、未収債権に関して、時効が完成し援用があったもの、または債権放棄の手続きを行うなど債権が消滅したのみを不納欠損処分することとする。</p> <p>② 現在、簿外で管理している未収債権については、債権管理課及び市民病院経営企画課と協議のうえ、債権放棄等の手続きを検討していく。</p> <p>(令和2年3月26日～継続中)</p> <p>過年度診療費の未収となっている債権について、債権放棄や消滅時効が完成しかつ債務者がその援用をするなど、債権が消滅したのみについて、不納欠損処分を行う。</p> <p>(令和2年3月26日～継続中)</p> <p>市民病院からの相談(令和2年3月)により、市民病院診療費については平成17年の最高裁判決により私債権であることが確定したと、消滅時効が完成した未収金について債権放棄することなく簿外管理とし不納欠損処分してきたこと、新潟市市民病院財務規程第45条の改正を検討(現在は改正済み)していることを把握した。</p> <p>市民病院には、新潟市市民病院財務規程の一部改正すること、現在簿外管理されている債権について、新潟市債権管理条例に基づき、債権放棄の手続きを行うこと、今後も消滅時効期間が経過した債権については、債権放棄の手続きを行うことを助言した。</p> <p>全庁に対しては、毎年度債権管理研修を行っており、債権管理についての適正な事務についてより一層の周知・徹底を図っていく。</p> <p>(令和2年3月(相談))</p>	<p>再発防止措置として、原因究明で挙げた事項それぞれについて下記の事項を実施する。</p> <p>① 現状のまま未収債権を簿外で管理することは、非効率であると認識し、回収不能と考えられる債権から積極的に債権放棄を検討し、合理的な管理手法を実施していくこととする。</p> <p>② 現在簿外で管理している未収債権については、制度所管課と協議のうえで対応を検討するとともに、今後は条例に基づき未収債権を適正に管理し、法律上と会計上の未収金額を一致させることとする。</p> <p>(令和2年4月1日～継続中)</p> <p>過去に不納欠損処分をし、現在簿外管理となっている債権のうち、債務者が行方不明である場合や死亡して相続人がいない場合などは、回収の可能性が著しく低い債権については院内及び債権管理課と協議し対応を考えるとともに、今後消滅時効が完成する債権については、債権が消滅してから不納欠損処分を行う。</p> <p>(令和2年4月1日～継続中)</p>